

大館市農業委員会総会議事録

令和元年 12 月 10 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和元年 12 月 10 日 (火) 午後 2 時 00 分 開会			
	場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名 (17 名) ※13 番欠番 (辞任による)					
1 番	菅原 一成	8 番	石山 元一	16 番	小林 大樹
2 番	安達 英樹	9 番	糸屋 由衛門	17 番	成田 レイ子
3 番	安部 幸美	10 番	渡邊 久雄	18 番	阿部 重信
4 番	菅原 和久	11 番	藤盛 久登		
5 番	田村 秀雄	12 番	伊藤 昇		
6 番	木次谷 和明	14 番	富樫 英悦		
7 番	虻川 マキ子	15 番	斎藤 重春		
3. 欠席委員の氏名 (1 名)					
19 番	畠山 市子				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	5 番	田村 秀雄		8 番	石山 元一
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 24 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 25 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 60 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 61 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 62 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 63 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 64 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、畠山 市子 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 5 番 田村 秀雄 委員、議席番号 8 番 石山 元一 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(11月総会～12月総会)について
- ・報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

10 番

議長。10 番、渡邊です。

報告第 24 号のNo.171 と 172 の違いについて説明願います。

局長

貸人及び借人が同一名となっているものが2件の報告となっており分かりづらいですが、詳細は、貸人名義の農地と未相続農地で貸人が納税管理人になっている農地とで、所有者名義人が相違しているため、このような報告になっています。

議長

他に、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 60 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、14 ページのNo.47 から 15 ページの No.51 までの 5 件で、地目は田

が 23,210 m²、畑が 5,317 m²で、面積合計は 28,527 m²であります。

譲受の事由は、No.47、48 は「受贈」で、父と母から息子へ贈与するものです。

No.49 は「経営拡張」で、No.50、51 は「自作地相互の交換」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 5 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 60 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

4 番

議長。4 番、菅原です。

No.47 と 48 の受贈ですが、一括贈与なのか教えてください。

局長

一部の贈与です。

議長

他に、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 60 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

議長

次に、議案第 61 号『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

16 ページをお開き願います。

議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、17 ページのNo.2、No.3 の 2 件で、地目は田で、面積合計は 1,541 m²です。

初めに、No.2 についてご説明いたします。

申請人は、老後の安定した収入を得るため、所有する申請地に 14 世帯が入居できる共同住宅を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立有浦小学校の北、約 440m 地点に位置し、用途地域の第 1 種中高層住居専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2 の位置図及び配置図は 18、19 ページに記載のとおりであります。

次にNo.3 についてご説明いたします。

申請人は、所有する宅地の有効利用のため、10 世帯が入居できる共同住宅を建築する計画を立てましたが、駐車場敷地が足りないことから、隣接する申請地を事業敷地として転用しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立有浦小学校の北東、約340m地点に位置し、用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3の位置図及び配置図は20、21ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2、No.3の現地調査の結果を議席番号4番の菅原 和久 委員よりご報告願います。

4番

4番の菅原 和久です。

議案第61号のNo.2とNo.3につきまして、去る12月3日に安部 幸美 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

まず、No.2についてですが、申請地は18ページの位置図になります。

この場所は、有浦地区北側の市道大館長木線より市道板子石東線を北に170m進み、市道代野道北4号線へ右折し100mほど進んだ右側農地で、田として利用されておりました。

19ページの配置図にありますように、共同住宅2棟(14世帯)を建築する計画であります。

用地造成につきましては、隣接地の地盤高に合わせ40～80cmほど盛土をし、北側市道との境界は平坦に施工、東側及び西側の宅地との境界には既設の土留め擁壁があり、南側水路との境界は法面保護をし、隣地への土砂流出を防ぎます。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は通路と駐車場の間に浸透型側溝を設置して集水し、北側市道側溝へ放流するというところで、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.3 についてですが、申請地は 20 ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線と市道下代野下町線交差点を北に 440m ほど進んだ右側農地で、地目は田ですが畑として利用されておりました。

21 ページの配置図にありますように、自己所有する宅地を一体利用して共同住宅 1 棟（10 世帯）を建築する計画であります。

用地造成につきましては、隣接地の地盤高に合わせ 70 cm ほど盛土をし、西側市道との境界は平坦に施工、北側水路及び東側農地との境界にはコンクリート土留擁壁を設置し、南側農地との境界は土留めブロック及び法面保護をし、隣地への土砂流出を防ぎます。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は通路と駐車場の間に浸透型側溝を設置して集水し、西側市道側溝へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、菅原 和久 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 61 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 61 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 62 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

22 ページをお開き願います。

議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、23 ページのNo.4 の 1 件で、地目は畑で、面積は 663 m²です。

転用の目的は、父が所有する農地を申請人である息子が、申請地を無償で借り受けて 8 世帯が入居できる共同住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立第一中学校の北西、約 340m 地点に位置し、用途地域の第 1 種住居地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4 の位置図及び配置図は 24、25 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.4 の現地調査の結果を議席番号 3 番の安部 幸美 委員よりご報告願います。

3 番

3 番の安部 幸美です。

議案第 62 号のNo.4 について、報告いたします。

申請地は 24 ページの位置図になります。

この場所は、大館神明社南側の市道大館舟場線から市道南神明町小館花線

に入って170mほど進み、市道南神明町2号線に右折し、100mほど進んだ左側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

25ページの配置図にありますように、共同住宅1棟(8世帯)を建築する計画であります。

用地造成につきましては、建物の北側と東側の駐車場部分はコンクリートによる融雪路盤とし、隣接する市道とは平坦に施工、西側及び南側は25cmほど盛土をするが、既設のブロック塀などの高さ調整を計り、隣地への土砂流出を防ぎます。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は北側と東側の市道側溝へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、安部 幸美 委員から、現地調査の結果報告があった議案第62号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第62号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第63号『農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

26ページをお開き願います。

議案第63号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求めらる。

令和元年12月10日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、27ページのNo.24の1件で、地目は畑で、面積は229㎡です。

転用の目的は、市営住宅に入居している申請人夫婦が、農地以外の土地と申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市役所田代総合支所の北西、約650m地点に位置する、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、農用地区域外の第2種農地と判断いたしますので、農地法運用の第2の1の(1)の(ア)に該当いたします。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.24の位置図及び配置図は28、29ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.24の現地調査の結果を議席番号3番の安部 幸美 委員よりご報告願います。

3番

3番の安部 幸美です。

議案第63号のNo.24について、報告いたします。

申請地は28ページの位置図になります。

この場所は、早口地区の国道7号より市道赤坂下比立内線に入り200mほど進んだ左側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者夫婦は、現在、子供と市営早口住宅に居住していますが、子供の成長を考え住宅の建築を計画しました。用地選定にあたり、夫婦共働きのため両親による子供の世話などの支援を必要としていることから、住み慣れた現在の居住地域の中で、両親の居住地に近い地区を対象に農地以外の土地を探しましたが、計画する予算内で見合う土地が無く、農地ではあるが安価で譲る話があり検討した結果、国道に近接し利便性も良く、両親の居住地にも近いことから、申請地を適地として選定したものであります。

29 ページの配置図にありますように、一般住宅 1 棟を建築する計画であります。

用地造成につきましては、周囲の隣接地とは高低差も無く平坦であるため、盛土・切土の造成工事を行わず、また、隣地への土砂流出もありません。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は自然流下により市道側溝へ放流するという事で、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、安部 幸美 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 63 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

～なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 63 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 64 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第 64 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和元年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

31 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 9 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 367 から新 - 377 までの、11 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 10 年が 2 件、20 年が 9 件で、地目は田の面積が 46,345 m²、畑が 4,538 m²、面積合計は 50,883 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 64 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 64 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとし、大館市長へ送付することといたします。

以上で議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 00 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 12 月 10 日

議 長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 8 番

農地法第3条調査書

議案第60号 No.47	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字上野岱・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字丸山下・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲渡(貸)人の高齢化に伴い、後継者へ贈与するものである。今後も、譲受(借)人が営農に資する計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月30日、石山元一 農業委員と小笠原恒義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第60号 No.48	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字上野岱・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字丸山下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲渡(貸)人の高齢化に伴い、後継者へ贈与するものである。今後も、譲受(借)人が営農に資する計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月30日、石山元一 農業委員と小笠原恒義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第60号 No.49	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市山田字茂屋下羽立・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市山田字茂屋上羽立・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月30日、石山元一 農業委員と小笠原恒義 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第60号 No.50	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町独鈷字新荒木・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町独鈷字荒木・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町独鈷字荒木・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで農地所有適格法人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、渡邊久雄 農業委員と渡邊修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第60号 No.51	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町独鈷字向日詰・・・・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町独鈷字荒木・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町独鈷字荒木・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、渡邊久雄 農業委員と渡邊修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない